年末年始特別警戒及び安全指導の実施について

第五管区海上保安本部では、年末年始の輸送繁忙時期における安全確保のため、平成26年12月10日から平成27年1月10日までの間、年末年始特別警戒及び安全指導を実施します。

これらの取組みは、年末年始の輸送繁忙時期における安全確保のため、毎年、旅客船、カーフェリーなどの乗客を輸送する船舶を重点対象として、関係事業者に対する各種指導等を行うとともに、船内及び旅客ターミナルにおける犯罪・テロ警戒を、国土交通省が実施する年末年始の輸送等に関する安全総点検に併せ実施しています。

第五管区海上保安本部では以下の取組みを実施し、犯罪・テロの防止及び船舶交通の安全確保に努めます。

1. 実施期間

平成26年12月10日(水) ~ 平成27年1月10日(土) 【重点期間】 平成26年12月26日(金) ~ 平成27年1月4日(日)

2. 重点対象

- (1) 旅客船
- (2) カーフェリー
- (3) 游漁船
- (4) 海上タクシー等
- (5) 旅客ターミナル

3. 重点指導・警戒事項

- (1) 指導事項
 - ア 不審事象の認知時及び事件・事故発生時における当庁への通報体制の確保及び通 報の徹底
 - イ 不審物・不審者への警戒の徹底
 - ウ 安全運航の徹底
 - エ 乗船者の海中転落事故防止対策の徹底
- (2) 警戒事項
 - ア 船内における暴力、窃盗等の犯罪の防止
 - イ 旅客船、カーフェリー及び旅客ターミナルを対象としたテロ警戒
- 4. 今年度実施する具体的な取組み

(1)特別警戒

犯罪及びテロの未然防止を図るため、旅客船、カーフェリー及び旅客ターミナルを対象とした犯罪・テロ警戒を万全の体制で実施するほか、関係事業者に対して不審物・不審者への警戒、不審事象の認知時及び事件・事故の発生時における海上保安庁への通報体制の確保及び通報の徹底について指導を行います。

(2)安全指導

- ① 海難の発生原因として見張り不十分や操船不適切といった船舶運航者の基本と なる安全意識の欠如が目立つ現状を踏まえた安全運航の徹底指導を行うとともに、 乗船者の海中転落事故防止対策の指導を行います。
- ② 明石海峡及び付近海域における旅客船、カーフェリー及び遊漁船などの船舶に 係る海難を防止するため、大阪湾海上交通センターとの連絡保持の徹底など安全 運航対策について指導を行います。

(3)船舶交通の安全確保のための点検(船舶通航信号所の点検)

年末年始における船舶交通の安全確保に万全を期すため、明石海峡航路、阪神港神戸区等の各航路において、24時間体制で実施している船舶交通の安全確保のために必要な情報提供・航路官制業務の遂行体制や施設・機器などの特別点検を実施します。

5. 出動式及び施設点検

年末年始特別警戒及び安全指導に併せ、次の海上保安部では、<u>「年末年始特別警戒及</u> び安全指導出動式」を予定しております。

また、<u>「船舶交通の安全確保のための点検(船舶通航信号所の点検)」</u>の実施予定日は、次のとおりです。

・大阪湾海上交通センター(江埼船舶通航信号所)・12月10日(水)

・大阪海上保安監部 (大阪船舶通航信号所)・・・・12月11日 (木)

・神戸海上保安部(神戸船舶通航信号所)・・・・12月11日(木)

・高知海上保安部(高知船舶通航信号所)・・・・12月17日(水)

詳細については、第五管区海上保安本部総務部総務課広報・地域連携室又は各海上保安部などにお問い合わせ下さい。